

2025 年度 認定看護師教育課程奨学金 募集要項



生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

日本看護協会は、臨床における看護実践能力の高い看護師を養成するための認定看護師教育課程または特定行為研修受講者（認定看護師有資格者に限る）を対象に、奨学金（学費および生計費）を貸与します。

1. 応募資格

次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- 1) 保助看法による保健師・助産師または看護師の免許を有すること
- 2) 認定看護師教育課程に在籍していること または
認定看護師の資格を有し、特定行為研修指定研修機関において特定行為研修を受講していること（いずれも受講許可を含む）
- 3) 認定看護師教育課程または特定行為研修修了後、保健医療分野の現場に2年以上就業する意思があること

日本国籍がない場合、在留資格が「法定特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかであること

2. 奨学金の貸与期間および金額

【期 間】 認定看護師教育課程または特定行為研修の正規最短修業期間の年度末を限度とします。

【金 額】 総額 120 万円以内を無利息で一括貸与します。

3. 奨学生採用数

2025 年度は約 60 名、（第 1 回約 30 名、第 2 回約 30 名）募集します。

4. 応募方法

下記書類一式を揃え、奨学金事務局（認定看護師教育課程奨学金担当）宛に送付にてお申込みください。様式は、本会ホームページにも掲載しています。

- 1) 様式 S-1-C 奨学金願書・履歴書
- 2) 様式 S-1-2 借入返済計画表（他の借入金・申込中の借入金がある場合のみ提出）

現在の借入れ状況がわかる書類の写しを併せて提出すること

- ・書類は借入先発行であること
- ・借入人名の記載があること（自身が連帯債務者の場合はその旨を明記）

- ・現在の借入残高と年間返済額がわかること（返済予定表等）
- 3) 様式 S-2 出願理由書
- 4) 様式 S-3-C 誓約書
 - ・奨学生および連帯保証人は、印鑑登録されている実印を捺印し、連署すること
- 5) 奨学生の収入を証明する書類
- 6) 連帯保証人の勤務先および収入を証明する書類
- 5)、6) の収入を証明する書類は、下記のいずれかを提出してください。

給与取得者の場合	令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票の写し
自営業者の場合	納税証明書（その 2）原本（令和 5 年分） ※ <u>税務署発行に限る</u>

- ※ 給与取得者の場合で、転職等により源泉徴収票の勤務先と現在の勤務先が異なる際は、現在の勤務先が発行した在職証明書の原本をご提出ください。
- 7) 当該課程の証明書
 - ・願書提出時は、合格証の写しでも可。その場合は受講開始後直ちに在学証明書を提出すること
 - ※ 応募時にまだ合格が決定していない場合は、願書 1 枚目のチェック欄に✓を記入して提出してください。ただし、第 1 回募集は 5 月末まで、第 2 回募集は 9 月末までに合格通知を提出できる方に限ります。
- 8) 看護に関する所有免許証の写し
 - 保健師・助産師・看護師免許証のいずれか
- 9) 特定行為研修を受講する認定看護師の方のみ
 - 認定看護師の認定証（有効期限内のもの）

- ※ 提出書類は黒のボールペンで記入してください（消せるペン、鉛筆等の消える可能性のあるものは不可）。
- ※ 様式 S-1-C、S-2 は直接 PC で入力いただくことも可能です。なお、印鑑については、プリントアウトしたものに押印してください。
- ※ 書類の印影が不明瞭な場合、再提出となります。余白に再押印する場合は、枠線にかからないようご注意ください。
- ※ 応募書類は返却いたしません。
- ※ 応募書類の記載事項が事実と異なる場合や、在学証明書の提出がない場合は、採用を取り消し、既に奨学金を貸与している場合は、その全額をただちに返還いただきます。

5. 応募書類受付期間

第1回：2025年4月1日（火）～4月25日（金） ※必着
（2025年6月30日までに開講）

第2回：2025年8月1日（金）～8月28日（木） ※必着

※ 受付延長する場合は、本会ホームページでお知らせします。

6. 連帯保証人の要件および責任

連帯保証人は2名とし、次のすべての要件を備える者としします。連帯保証人は、奨学生と連帯して返還の責任を負います。

- 1) 一定の職業を持ち、安定した収入を得ていること
- 2) 他の奨学生の連帯保証人となっていないこと
- 3) 国内に住所を有すること
- 4) 奨学生との連絡が確保されること

7. 奨学金の貸与決定

申込期日までに到着した応募書類により総合的に審査し、決定します。
結果は、決定通知書により連絡します。

■ 第1回：5月下旬 ■ 第2回：9月下旬

8. 貸与決定後の提出書類

奨学金貸与が決定した場合は、下記書類一式を揃えて、奨学金事務局（認定看護師教育課程奨学金担当）宛に送付にて提出してください。

1)～3)は本会から送付します。なお、受講終了が返還開始年月である2026年10月以降となる場合は、返還猶予の申請が可能です（5頁参照）。

- 1) 様式 S-4 奨学金振込指定口座届
- 2) 様式 S-5-C 奨学金借用証書（連帯保証人と連署すること）
- 3) 様式 S-6-C 奨学金返還計画書
- 4) 印鑑登録証明書（発行日より3か月以内であること）

奨学生および連帯保証人ともに、誓約書ならびに奨学金借用証書に捺印した実印の印鑑登録証明書を提出すること

※ 日本国籍がない場合、「住民票」および在留資格の記載されている証明書を併せて提出すること

【書類提出期限】

第1回：2025年 6月16日（月）※必着

第2回：2025年10月15日（水）※必着

※ 提出書類は黒のボールペンで記入してください（消せるペン、鉛筆等の消える可能性のあるものは不可）。

※ 提出された書類は返却いたしません。

※ 貸与前に辞退する場合、本会から送付する「辞退届」をご提出ください。

9. 奨学金の交付

上記「8. 貸与決定後の提出書類」に記載されている書類のすべてを提出された奨学生に対して、貸与決定額を下記期日までに、奨学生本人名義の銀行口座に振り込みます。ただし、提出書類に不備のある場合は奨学金を交付することはできません。

第1回：7月末日までに交付

第2回：11月末日までに交付

10. 届出事項の変更について（奨学金規程第10条2項参照）

届出事項に変更があったときは、下記書類をすみやかに提出してください。

・様式 S-8「変更届」（奨学生本人）

奨学生の氏名・現住所・電話番号・メールアドレス・勤務先・教育機関・専攻分野または研修内容・休学・停学・復学・退学

・様式 S-9「変更届」（連帯保証人）

連帯保証人の氏名・現住所・電話番号・メールアドレス・勤務先



11. 資格喪失について（※奨学金規程第15条参照）

次の場合には、奨学生の身分を喪失します。

- ・心身の障害により、修学の継続ができないとき
- ・休学期間が1か年を超えるとき
- ・その他奨学生として適当でないと本会が認めたとき

1 2. 奨学金の返還

2026 年 10 月から 4 年以内に一括または割賦により全額を返還します。

ただし、受講終了が 2026 年 10 月以降である場合は、貸与決定後書類の提出と併せて返還猶予願を申請することで、返還開始を受講終了年月の翌月とすることができます。返還猶予願の様式は、該当の方に本会から送付します。返還方法は、奨学金返還計画書および預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に基づく、奨学生本人名義口座からの自動引落としです。

【滞納した場合】

奨学金の返還が著しく遅延したときは、奨学生および連帯保証人に対し、残額の一括返還請求（奨学金規程第 17 条）や、法的措置（同規程第 19 条）をとらせていただきます。

【繰上返還】

繰上返還を希望する場合は、希望日の 2 か月前までにホームページ掲載の「繰上返還申込書」を奨学金事務局宛に提出してください。

1 3. よくあるご質問

1) 他の奨学金との併用はできますか？

- 併用可能です。貸与型奨学金の場合は、願書の「他の奨学金制度からの借入金」の欄および様式「借入返済計画表」に記入し、提出してください。給付型の場合は、不要です。

2) 奨学金の交付はいつですか？

- 募集は年 2 回行います。募集時期により交付までのスケジュールが異なります。

【2025 年度スケジュール】

	受付期間	貸与決定	貸与決定後書類提出	奨学金交付
第 1 回	4/1～4/25（必着）	5 月下旬	6/16（必着）	7 月末日までに
第 2 回	8/1～8/28（必着）	9 月下旬	10/15（必着）	11 月末日までに

3) 書類にはどの印鑑で捺印すればよいですか？

- 手続きをする書類に「実印」と記載されている場合は、印鑑登録している印鑑を捺印ください。「印」と記載している場合は、認印でも結構です。
なお、訂正印は、その書類に捺印した印鑑をご使用ください。

**公益社団法人日本看護協会
認定看護師教育課程奨学金規程**

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）が貸与する認定看護師教育課程奨学金に関し必要な事項を定めるものとする。

（奨学金及び奨学生）

第2条 この規程において奨学金とは、本会が次条に定める資格を有する者に学資及び生計費として貸与するものを行い、奨学金の貸与を受ける者で、奨学金を全額返還するまでの間の者を奨学生という。

（奨学金の受給資格）

第3条 日本国民であって保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師、助産師又は看護師の免許を有する心身ともに健全な者で、次のいずれかに該当する者が、奨学金の受給資格を有するものとする。

（1）認定看護師教育課程に受講を許可された者又は在籍している者

（2）認定看護師の資格を有し、特定行為研修指定教育機関に受講を許可された者又は在籍している者

2 前項の奨学生は、認定看護師教育課程又は特定行為研修修了後、保健医療分野の現場に2年間以上就業する意思を有していなければならない。

（奨学金の貸与期間及び金額）

第4条 奨学金を貸与する期間は、認定看護師教育課程又は特定行為研修の正規最短修業期間の年度末を限度とする。

2 奨学金の貸与額は、総額120万円の額を限度とする。

第2章 奨学生の決定及び奨学金の交付

（募集）

第5条 奨学生の募集は、公に行うものとする。

（願書の提出）

第6条 奨学金希望者は、願書・履歴書に必要書類を添えて本会に提出しなければならない。

2 連帯保証人は2名とし、次の各号の要件を備える者とする。

- （1）一定の職業を持ち、安定した収入を得ていること
- （2）他の連帯保証人となっていないこと
- （3）国内に住所を有すること
- （4）奨学生との連絡が確保されること

3 奨学金希望者で、他の借入がある者は、借入返済計画表を本会に提出するものとする。

（奨学生の決定）

第7条 会長は、申込期日までに到着した願書・履歴書等により奨学生を決定し、奨学金希望者及び連帯保証人に通知する。

2 奨学生の決定に必要な事項は、会長が別途募集要項に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、募集予定額を超え貸与額の調整が生じた場合は、常務理事会において、貸与額を決定する。

（奨学金借用証書の提出）

第8条 奨学生は、貸与を受ける奨学金の全額について、奨学生及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添え、奨学金借用証書を連帯保証人と連署のうえ、期日までに本会に提出しなければならない。

（奨学金の交付）

第9条 奨学金は、一括で交付する。

（奨学生の義務）

第10条 奨学生は、受講修了後に就職した場合、本会の求めに応じて、在職を証明する書類を本会に提出しなければならない。

2 奨学生は、奨学金を全額返還するまでの間、本会と必ず連絡が取れる状態とし、自宅及び勤務先の住所、電話番号、メールアドレスに変更が生じた場合は、本会に届け出なければならない。

（受講中止による奨学金の取扱）

第11条 奨学生が、受講を中止したときは、奨学金を遅滞なく返還しなければならない。

（変更の届出）

第12条 奨学生で奨学金返還未済の者が、次の各号の一に該当するときは、直ちに本会に届け出なければならない。この場合、第4号の規定による連帯保証人にかかる届出については当該連帯保証人と、第5号の規定による届出については新たな連帯保証人と連署するものとする。

- （1）第3条に定める奨学生の受給資格を喪失したとき
- （2）受講を長期にわたって中断し、又は再開したとき
- （3）停学その他の処分を受けたとき

（4）奨学生、又は連帯保証人の氏名、住所、又は職業その他の重要な事項に変更があったとき

- （5）連帯保証人を変更したとき

（死亡の届出）

第13条 奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は死亡診断書を添えて奨学生死亡届を遅滞なく本会に提出しなければならない。

（奨学金の辞退）

第14条 奨学金の貸与を辞退する奨学生は、奨学金辞退届を本会に提出しなければならない。

（奨学生の身分の喪失）

第15条 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、奨学生の身分を喪失する。

- （1）死亡したとき
- （2）心身の障害により、修学の継続ができないとき
- （3）奨学金の交付を辞退したとき
- （4）第3条に定める奨学金の受給資格を喪失したとき
- （5）休学期間が1か年を超えるとき
- （6）その他奨学生として適当でないと本会が認めたとき

（利息）

第16条 奨学金の貸与は無利息とする。

第3章 奨学金の返還

（奨学金の返還）

第17条 奨学生は、貸与年度の最終月の翌月から起算して6か月後に返還を開始しなければならない。

- 2 返還の期間は最長4年以内とし、一括、又は割賦により、貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。
- 3 奨学金の返還は、奨学金返還計画書に基づき、奨学生本人名義の口座からの自動引落としによらなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、奨学金の返還は奨学生の都合により、繰り上げて行うことができる。繰り上げ返還を希望する者は、繰上返還申込書を提出しなければならない。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、奨学生が次の各号の一に該当すると本会が認めたときは、貸与した奨学金の全部、又は一部について繰り上げて返還させることができる。
 - (1) 奨学金の貸与の目的以外に使用したとき
 - (2) いつわりの申請その他不正の手段によって貸与を受けたとき
 - (3) 連帯保証人が立てられなくなったとき
 - (4) 本会と連絡が取れなくなったとき
 - (5) その他奨学生として適当でない行為があったとき
- 6 本人に返還できない事由が生じたときは、連帯保証人が返還しなければならない。

(返還の督促)

- 第18条 奨学生が、奨学金の返還を延滞したとき(前条第5項の場合を含む)は、毎月返還を督促する。
- 2 前項の規定による督促は、次の各号の一に該当するときは、その者の連帯保証人にも行う。
 - (1) 奨学生の所在が知れない、又は連絡が取れないとき
 - (2) 前項の規定による督促を3か月重ねても、奨学生が奨学金を返還しないとき
 - (3) その他特別の事情があるとき

(返還の強制)

- 第19条 奨学金の返還を延滞している奨学生又は連帯保証人が、前条に規定する督促を重ねても、延滞している奨学金を返還しないとき、又はその他特別の必要があると認められるときは、民事訴訟法に定める手続により、本会は返還未済額の全額を一括で返還させることができる。
- 2 前項に規定する手続を行っても、返還未済額の全額が返還されないとき、又はその他特別の必要があると認められるときは、民事執行法その他の法令に定める手続により、本会は返還未済額の全額を一括で返還させることができる。
 - 3 前2項に規定する手続に要した費用は、奨学生等の負担とする。

(延滞金)

- 第20条 本会は、奨学生が奨学金の返還を著しく遅延したときは、奨学生又は連帯保証人より、延滞金を徴収することができる。

(奨学金の返還猶予)

- 第21条 奨学生が次の各号の一に該当すると本会が認めたときは、奨学金の返還を猶予することができる。
- (1) 災害、又は傷病により返還することが困難になったとき
 - (2) その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき
- 2 返還猶予の期間は1年以内とし、さらに事由が継続すると本会が認めたときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、猶予できる期間は通算して5年を限度とする。

(返還猶予の願出)

- 第22条 前条の規定により、奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その理由を証明することのできる書類を添え、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願を本会に遅滞なく提出しなければならない。

2 奨学金の返還猶予を受けようとする者が、自身で奨学金返還猶予願を提出することが困難な場合に限り、配偶者等の親族又は連帯保証人は、代理として奨学金返還猶予願を提出することができる。

(返還猶予の決定)

- 第23条 本会は、奨学金返還猶予願の提出があったときは、内容を審査のうえ、対応を決定し、その結果を本人及び連帯保証人及び前条第2項により代理として奨学金返還猶予願を提出した者に通知するものとする。

第4章 返還免除

(返還免除)

- 第24条 本会は、奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の返還未済額の全部、又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき
- (2) 精神、又は身体の障害により労働能力を喪失し返還不能となったとき
- (3) その他やむを得ない事由により、返還不能となったとき

(返還免除の願出)

- 第25条 前条の規定により、奨学金の返還免除を受けようとするときは、奨学生又は相続人は、その理由を証明することのできる書類を添え、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還免除願を本会に提出しなければならない。

2 奨学金の返還免除を受けようとする者が、自身で奨学金返還免除願を提出することが困難な場合に限り、配偶者等の親族又は連帯保証人は、代理として奨学金返還免除願を提出することができる。

(返還免除願出の期限)

- 第26条 奨学金返還免除願は、返還不能の理由が生じたときから3か月以内に提出しなければならない。ただし、特別の事情があったと本会が認めたときは、さらに1年を超えない範囲で期限を延長することができる。

(返還免除の決定)

- 第27条 本会は、奨学金返還免除願の提出があったときは、内容を審査のうえ、対応を決定し、その結果を本人、相続人、連帯保証人及び前条第2項により代理として奨学金返還免除願を提出した者に通知するものとする。

第5章 雑則

(実施細則)

- 第28条 この規程の実施について必要な事項は別に定める。

(規程の変更)

- 第29条 この規程における変更は、理事会の決議により行わなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成23年11月17日から施行する。
- 2 財団法人国際看護師協会東京大会記念奨学基金が定めた認定看護師教育課程奨学金貸与規程の規定により現に奨学金の交付を受けている者は、第17条第3項の規定にかかわらず、口座からの自動引落としによらずに奨学金を返還することができる。
- 1 この規程は、平成25年1月8日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年9月18日から施行する。
- 1 この規程は、平成27年2月27日改正、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成31年2月21日改正、平成31年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、令和6年2月21日改正、令和6年10月1日から施行する。

【事務局使用欄】

受付No.

奨学生No.

認定看護師教育課程奨学金
願 書・履歴書

公益社団法人日本看護協会長 様

合格通知写しを後送する場合は ☒ ⇒ ☐

※第1回募集は5月末、第2回募集は9月末までに提出できる場合のみ後送可

※ 太線内はすべてご記入ください。

記入日 西暦 年 月 日

氏名	フリガナ(姓)		フリガナ(名)		印
	漢字(姓)		漢字(名)		
生年月日	西暦 年 月 日生	満 歳	☐ 男 ☐ 女		
所有免許証	☐ 保健師 ☐ 助産師 ☐ 看護師			※免許証の写しを添付してください。	
現住所	〒 都 道 府 県				
※送付先住所 現住所と異なる場合	〒 都 道 府 県				
電話番号	— —	PC メールアドレス			
携帯電話	— —	携帯 メールアドレス			
在籍学校名					
課程					
入学年月	西暦 年 月	修了予定年月	西暦 年 月(予定)		
奨学金貸与希望額	総額 万円				
奨学金以外の借入金	☐ 有 ☐ 無		有の場合：借入残高 円		
他の奨学金制度からの借入金	☐ 有 ☐ 無		有の場合：借入残高 円		
申込中の他の奨学金制度 (決定済で貸与前も含む)	☐ 有 ☐ 無		有の場合：借入残高 円		

注) 裏面も記入してください。

※【書類の発送について】

事務局からの発送書類を課程受講中の一時的な転居等により、上記「現住所」以外での貸与可否決定通知の受領を希望される場合は、送付先住所欄に宛先を記入ください。(第1回募集：5月末、第2回募集：9月末発送)

注) 中学校以降を記入。欄が不足する場合は別の用紙(書式自由)に記入してください。

西暦	年	月 ～	年	月	中学校
	年	月 ～	年	月	
	年	月 ～	年	月	
	年	月 ～	年	月	
	年	月 ～	年	月	
	年	月 ～	年	月	

注) 欄が不足する場合は別の用紙(書式自由)に記入してください。

[illegible]

① 収支状況	在職	給与全額支給	
		給与一部支給	
	休職	給与全額支給	
		給与一部支給	
	退職		

② 学費	施設支給あり	全額支給	
		一部支給（以下に内容記入）	
		施設支給なし（全額自費）	

③ 通学状況	自宅		
	自宅外	施設支給あり	
		施設支給なし	

※ありの場合、以下に内容と給付時期を記入（施設を通じての場合も含む）

- ☐ 本会公式HP ☐ A4チラシ ☐ リーフレット「特定行為研修を修了した認定看護師の実践事例」
☐ 本会機関紙「協会ニュース」 ☐ 月刊「看護」
☐ 都道府県看護協会の広報・研修等
☐ 学校の掲示 ☐ 学校のHP ☐ 学校の説明会 ☐ 学校の案内冊子
☐ 勤務先の看護管理者・上司
☐ 同僚、友人・知人
☐ その他（ ）

該当者のみ提出

※ 今回申請する奨学金以外に、応募者ご自身に他の借入金がある方のみ

借入返済計画表

(単位：円、%)

借入者	借入内容		借入残高 (申請時)	年間返済額	年間収入額
本人	今回申請する奨学金				
	その他借入 (下記添付書類 の提出要)	他の奨学金 借入			
		他の(申込中) 奨学金借入※			
		住宅ローン			
		その他ローン			
同一生計の 家族他	その他借入 (下記添付書類 の提出要)	他の奨学金 借入			
		住宅ローン			
		その他ローン			
		他の(申込中) 借入※			
合計				(A)	(B)
年間世帯返済比率(A÷B)×100			%		

※他の申込中借入は、貸与決定済で貸与前のものも含まれます。貸与を受けた場合の借入総額および年間返済額を記入してください。
 本会奨学金が決定した場合に他の奨学金制度等を辞退する場合は、その旨を金額欄に記載してください。

以上、事実に相違ありません。

記入日 西暦 年 月 日

氏名 ⑩

【添付書類】

「その他借入」の現在の借入れ状況がわかる書類の写し(借入先発行に限る 例:返済予定表)
 下記が確認できれば、形式は問いません。

- ・借入人の名義(自身が連帯債務者であって名義が家族である場合、その旨を明記)
- ・毎月の返済額
- ・応募時点の現在残高

【ご留意事項】

年間世帯返済比率が下記基準を超過する場合、貸与できない場合があります。

世帯年収400万以上：概ね30%

世帯年収400万未満：概ね25%

【借入返済計画表】

今回申請する奨学金以外に、応募者ご自身に他の借入金※がある方のみご提出が必要です。

※他の借入金：住宅ローンやマイカーローン、カードローン、キャッシング、他機関の奨学金など、返済が必要な借入金すべてを含みます。

ただし、ご家族名義の住宅ローンの場合で、自身は連帯債務者ではなく、返済にも関与していない場合などは、除外します。

該当者のみ提出

様式S-1-2

※ 今回申請する奨学金以外に、応募者ご自身に他の借入金がある方のみ

借入返済計画表

左記「貸与希望額」÷最長返還年数

願書の「貸与希望額」に記入した金額

申請日現在の借入残高を記入

(単位：円、%)

借入者	借入内容	借入残高 (申請時)	年間返済額	年間収入額
本人	今回申請する奨学金 (必須)	1,200,000	300,000	
	他の奨学金 借入	960,000	240,000	
	他の(申込中) 奨学金借入※			
	住宅ローン	5,000,000	600,000	
	その他ローン			
同一生計の 家族他	他の奨学金 借入			
	住宅ローン	5,000,000	600,000	
	その他ローン	300,000	150,000	
	他の(申込中) 借入※			
合計		12,460,000	A) 1,890,000	B) 11,000,000
年間世帯返済比率 (A÷B) × 100			17.2 %	

年間の返済額を記入

年間の収入額を記入

※他の申込中借入は、貸与決定済で貸与前のものも含みます。貸与
および年間返済額を算出する際は、貸与決定済の奨学金も
本会奨学金が決定
してください。

$2,190,000 \div 11,000,000 = 0.199090 \dots$
⇒ 19.9%

年間の収入合計額を記入

$6,000,000 + 5,000,000 = 11,000,000$

以上、事実と相違ありません。

記入日 西暦 20XX 年 4 月 10 日

氏名

看護 はな子

【添付書類】

「その他借入」の現在の借入れ状況がわかる書類の写し(借入先発行に限る、例：返済予定表)
下記が確認できれば、形式は問いません。

- ・借入人の名義(自身が連帯債務者であって名義が家族である場合、その旨を明記)
- ・毎月の返済額
- ・応募時点の現在残高

【ご留意事項】

年間世帯返済比率が下記基準を超過する場合、貸与できない場合があります。

- 世帯年収400万以上：概ね30%
- 世帯年収400万未満：概ね25%

【事務局使用欄】

受付 No.

出願理由書

奨学金の種類

(該当する奨学金に☑)

- ☐ 国際看護師協会東京大会記念奨学金
- ☐ 石橋美和子がん看護 CNS 奨学金
- ☐ 認定看護師教育課程奨学金

氏名	
教育を受ける機関・課程	

本奨学金を活用し、将来修学分野に関する教育研究あるいは臨床を通じてどのように看護の実践に貢献したいか記載してください。(500 文字程度)

誓 約 書

公益社団法人日本看護協会長 様

私は、公益社団法人日本看護協会認定看護師教育課程奨学生として採用されたときは、貴会の規程に従い、奨学生としての本分を尽くします。

奨学金を借用したときは、借用証書の定め及び貴会の規程を遵守し、貸与期間終了後は奨学金返還計画書のとおりに滞りなく返還します。

記入日 西暦 年 月 日

住所

氏名

実印

【連帯保証人】 必ず連帯保証人自身が自署し、印鑑登録している印鑑を捺印すること。

私は、上記の者が公益社団法人日本看護協会認定看護師教育課程奨学生として採用されたときは、奨学金返還計画書を確認のうえ、奨学生本人の債務について保証し、奨学生本人が債務を履行しないときは、奨学生本人と連帯して履行する責任を負います。

また、連帯の責任について様式 S-3-C-2 記載事項を確認しました。

氏 名	姓(姓)		名(名)		実印
	漢字(姓)		漢字(名)		
生年月日	西暦	年	月	日生	歳 続柄：
現 住 所	〒 都道 府 県				
電話番号	-	-	PC メールアドレス		
携帯番号	-	-	携帯メールアドレス		
勤務先✓ □お勤め □自営業	名 称				電話番号
	所在地	〒 都道 府 県			
他の奨学生の連帯保証の有無 ✓		□ なっていない ※他の奨学生の連帯保証をされている場合は、 連帯保証人になることはできません。			

【連帯保証人】 必ず連帯保証人自身が自署し、印鑑登録している印鑑を捺印すること。

氏 名	姓(姓)		名(名)		実印
	漢字(姓)		漢字(名)		
生年月日	西暦	年	月	日生	歳 続柄：
現 住 所	〒 都道 府 県				
電話番号	-	-	PC メールアドレス		
携帯番号	-	-	携帯メールアドレス		
勤務先✓ □お勤め □自営業	名 称				電話番号
	所在地	〒 都道 府 県			
他の奨学生の連帯保証の有無 ✓		□ なっていない ※他の奨学生の連帯保証をされている場合は、 連帯保証人になることはできません。			

※ 年金収入のみの方は連帯保証人になることができません。

※ 勤務先欄を自営業にチェック✓した場合：会社名や屋号がある場合は（名称）欄に記入してください。

連帯保証人の責任について

- * 連帯保証人は、奨学生の奨学金の返還について、奨学生と同等の責任を負います。連帯保証人の特性については、民法に定められています。事前に下記をご確認ください。

連帯保証人には、「催告の抗弁権」「検索の抗弁権」「分別の利益」がありません。

①「催告の抗弁権」がありません

- 催告の抗弁権とは・・・・・・・・・・
債権者（日本看護協会）が保証人に債務の履行を請求した場合、まずは奨学生自身に催告するよう求める権利

②「検索の抗弁権」がありません

- 検索の抗弁権とは・・・・・・・・・・
債権者（日本看護協会）が保証人に請求した場合、奨学生自身に弁済の資力があり、かつ執行が容易であることを証明した場合に、まずは奨学生自身の財産に執行するよう求める権利

③「分別の利益」がありません

- 分別の利益とは・・・・・・・・・・
保証人が複数いる場合に、保証人の頭数で分割された保証債務の範囲でのみ責任を負うことで足りるという利益（例：総額 100 万円の奨学金返還義務に対し 2 名の保証人がいる場合、50 万円ずつの保証債務を負うこととなること）

奨学生が滞納した場合

- 奨学生が奨学金の返還を滞納した場合、連帯保証人の方へ代わってお支払いをお願いする場合があります。奨学生の滞納について文書を送付しますので、当該内容に従ってください。
- 奨学金の返還が滞納する等一定の場合に、奨学生と共に連帯保証人の方に法的措置をとらせていただきますので、ご注意ください。

※ 募集要項・願書等の提出書類は、日本看護協会公式
ホームページ（<https://www.nurse.or.jp/>）より
ダウンロードできます。



【応募先・お問合せ先】

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2
公益社団法人日本看護協会 管理部業務 2 課
奨学金事務局（認定看護師教育課程奨学金担当）
TEL : 03-6704-8802 / FAX : 03-5778-5601
E-mail : scholarship@nurse.or.jp

【応募書類受付期間】

第 1 回 : 2025 年 4 月 1 日（火） ～ 4 月 25 日（金） ※必着
第 2 回 : 2025 年 8 月 1 日（金） ～ 8 月 28 日（木） ※必着

個人情報保護について

日本看護協会が奨学金事業に関して取得する個人情報は、本会個人情報保護方針に基づき、本会の奨学金事業に関する業務に限定して使用します。